

上申書

令和4年10月31日

水戸地方裁判所 御中

株式会社はなもみ
代表者 代表取締役 池田剛士

「司法委員」にかかる苦情申し立ての件につき、本日、令和4年10月17日
で2週間経過したため、提訴も辞さない覚悟で、訴状を添付の上、再度抗議い
たします。

なお、提訴は来年早々に行います。

記

添付書類：

・訴状

以上

第1 請求の趣旨

1 被告は、原告に対して、金1万円の金員を支払え。

また、上記金額に対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員も支払え。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求めます。

第2 請求の原因

1 原告側の当事者は、茨城県水戸市内の法人2名、個人1名の計3名である
(以下、「原告ら」という。)

[原告1]有限会社学術秘書

[原告2]株式会社はなもみ

[原告3]中西京子

一方、被告は[国]であり、それを特定すれば、[水戸地方裁判所]である。

2 原告らは令和4年1月28日、「明治百五十年の大過¹」の訂正にかかる

「訂正独占権²」を共同占取し、うち原告1及び原告2が単独原告となり、原告らの法益を侵害した法人及び国や自治体を相手取り、「水府裁判[少コ20連発]」を起した(甲1、甲2)。

訴えのすべては、「本人訴訟」で、令和4年7月5日の「令和4年(少コ)第14号[訴外株式会社読売新聞東京本社]」から始まった。

¹ムチンとは「(動物の)粘液 英:mucus ミューカス」の主成分を指す言葉である。しかし、日本国内では、「(植物の)粘液」の主成分も誤ってそう呼ばれてきた。

²「公知の事実(公知の知)」が、最大最強のメディアといえる国を含めた「メディアの失敗」で危殆に瀕し、公の秩序又は善良の風俗を害する便乗や悪用等の騒乱状況を生じせしめただけでなく、卓越した、破格の「被害者」をも降臨させた時(「被害独占」の成立)、「死に体」と化したメディアに成り代わり、それを糺すべくその被害独占者に授権されるべき法益をいう。

なお、訂正独占権は、国民全体への訂正周知でもって失効する。したがって、消滅時効はない。

なお、原告3は、原告1又は原告2に同行し、すべての水府裁判を傍聴している。

3 原告1が原告となった「令和4年9月22日」の口頭弁論期日に事件が起こった。

申述により通常訴訟手続きへ移行した「令和4年（少コ）第21号[訴外株式会社NHK出版（以下、「訴外1」という。）]」の1件と「一期日審理」となった「令和4年（少コ）第22号[株式会社日本経済新聞社（以下、「訴外2」という。）]」及び「令和4年（少コ）第24号[株式会社小学館（以下、「訴外3」という。）]」の2件、あわせて3件の審理が「202号法廷」で行われた。

4 その日の正午過ぎに発生した上野駅での人身事故によりJR常磐線が運転見合わせとなり、訴外1の被告訴訟代理人弁護士の訴外木嶋望さん（以下、「木嶋弁護士」という。）から水戸簡易裁判所書記官の訴外廣瀬亜耶さん（以下、「廣瀬書記官」という。）に到着が遅れる旨の電話連絡が入った。

5 廣瀬書記官³から原告1及び原告3に、その旨が伝えられた際、当初、原告1は、期日の延期を申し立てた。なぜなら、木嶋弁護士が「上野駅をまだ出ていない。」との話を聞き、いつ運転再開となるかもわからない状況では木嶋弁

³ 廣瀬書記官は、原告3が訴外株式会社高創テクノロジー（以下、「訴外4」という。）を相手取って提訴した5件の損害賠償請求事件「令和4年（少コ）第4号・第7号乃至第10号」の担当書記官でもある。

護士に大変申し訳ないと思い、期日を改めたほうが無難であると思ったからである。

6 しかし、廣瀬書記官から「午後2時45分まで待ってください。」といわれたため、原告1及び原告3は、水戸地方裁判所から歩いて数分で行ける県立図書館内の喫茶店「星野珈琲」で待機した。

7 その後無事開廷となったが、水戸簡易裁判所裁判官の訴外原宗鑑さん（以下、「原裁判官」という。）から冒頭、民事訴訟法の第279条1項乃至5項に基づき、女性の「司法委員」1名が審理に立ち会う旨が伝えられた。

8 審理中、原裁判官が司法委員に意見を求めた際、司法委員はかなり興奮気味の形相で原告1を睨みつけ、「あなたねー、事情はよくわからないけれど、そんなことは、あなたが勝手にやればいいだけの話でしょ。」と声を荒げて言い切った司法委員のその発言に「実際に被害者がいるんです。」と直ちに異議を唱えたところ、傍聴席側の掛け時計の方を何度も見ながら「もう時間が無い。」を3度連呼し、原告1の発言を遮った。

9 率直に言って、原告1の目には、司法委員が法廷で「主（あるじ）」「一番偉い人」のようにみえただけでなく、自らがいったいどこにいるのかさえわからなくなった。

令和4年4月に着任したばかりの原裁判官及び書記官2年目となる廣瀬書記官も閉口せざるをえなかったほどである。

10 原告1と司法委員のやり取りを目の当たりにした傍聴席にいた原告3が、司法委員に対して激しい憤りを感じたことはいうまでもない。

司法委員の蔑みをもった言い回し「そんなこと」とはもちろん、「明治百五十年の大過」の訂正のことである。

原告3は、職を賭して、その先鞭をつけた人物である（甲3）。

原告3は当時抱いた内心について、「司法委員は『本人訴訟』を馬鹿にしているとしか思えません。相手が『弁護士』だったら、そんなこといえますか。」と原告1及び原告2に吐露した。

実は、原告3及び原告1は、その数か月前、被告の総務課を訪れ、担当者2名に対し、訴外4が原告3を被告に提訴した請負代金請求事件「令和3年（ワ）第471号」で、訴訟代理人弁護士を立てない「本人訴訟」であるがゆえに原告3が不利な扱いを受けているとの苦情を申し立てていたが、それが杞憂ではなかったことになる⁴。

⁴ もっとも、「原告3が不利な扱いを受けている」とみられたのは、裁判実務に詳しい訴外4の訴訟代理人弁護士の訴外篠崎和則さんと訴外足立貴弘さん（以下、「篠崎弁護士ら」という。）の非行によるものであったことが判明したため、訴外4の訴えに反訴だけでなく、2名を提訴している（令和4年（ワ）第247号）。
篠崎弁護士らの非行は、つぎの3点である。

1 1 被告席でそのシーンを見ていた訴外2の被告訴訟代理人弁護士の村尾治亮さん（以下、「村尾弁護士」という。）はほくそ笑んでいただけではなかった。

村尾弁護士からは、閉廷直後、「(裁判なんて) やらない方がよかったのに。」と声をかけられたほどである。

1 2 司法委員の発言をじかに聞いた、傍聴席にいた被告の社員、法定代理人の弁護士代理の法務・契約室室長の訴外中澤廉平さん（以下、「中澤さん」という。）を鼓舞したことはいうまでもない。

中澤さんは、終始笑顔で法廷を後にした。

1 3 その行方が全国的に注目される、一万一の場合に備え、書記官も1名増員されている一、水府裁判の審理中の法廷での司法委員による罵声は、10年近くもの間「明治百五十年の大過」の訂正を手掛け、かつ本人訴訟を選択した原告1及び原告2のみならず、法廷の傍聴席にいた原告3、ひいてはインター

(1) 依頼人の利益に違背する行為（訴外4に請求の意思がない架空の請求書をもって原告3に対して代金請求を行った）

(2) 「(1)」と関連し、原告3に対する不当な支払督促及び提訴（減額して請求しなければ、原告3が支払った場合、訴外4の不法行為が成立することを知りながら、減額しないで請求した）

(3) 国の消費行政を軽視する行為（訴外水戸市消費生活センターで協議中であつたにもかかわらず、また、訴外4に対し、相当額の減額の必要性を伝えていたにもかかわらず、「(2)」の行為に出た）

ネット上に「お詫びと訂正」を出す、周知徹底・再発防止のための通達を出すなど懺悔や対応に迫られる関係者らを侮辱する蛮行であり、人間としても絶対に許されない所業である。

14 よって、原告らは、当該司法委員の任命権者である被告に対し、その責任を問う。

15 一般的に、不法行為に基づく損害賠償請求権が発生する要件は、①原告に権利又は法律上保護される利益があること、②被告がそれを侵害したこと、③被告の侵害行為に故意又は過失があったこと、④被告の侵害行為により損害が発生したこと、⑤②の侵害行為が違法で④との因果関係があることとされている。

16 「15」に従えば、つぎのように主張できる。

①憲法32条でいう、国民に広く認められた「裁判を受ける権利」である。

よって、原告らの請求は、国家賠償法（以下、「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償請求であると解されたい。

②被告が「司法委員」に任命し、原告1の少額訴訟に当たさせた当該司法委員が犯した非行の事実は、上記「7」乃至「13」で述べたとおりである。

最高裁判所判例に従えば、国賠法にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違

背することをいうところ、その「違法」を判断するに当たっては、公権力の行使に当たる公務員の職務行為時を基準として、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認めうるような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるべきである。

当該司法委員の行為はこれに該当し、被告は当該司法委員を任じたからにはその行為に相当の責任を持つのは当然の理である。

③当該司法委員は、「『ネバネバが体によい』という話は間違いである。」「訂正されてしかるべき」という趣旨の言葉に対し、敏感かつ異常に反応していたのは、オクラ、レンコン、ヤマイモ、納豆などのいわゆる「ネバネバ食」をこよなく愛する者であるからにほかならない。

それゆえ、「間違いであるはずがない。」「ひとが好きで食べているものに難癖をつけたり、けちをつけたりするのはけしからん。」との偏向や予断をもって審理に臨んでいたものとみられる。当該司法委員の「事情はわからないけれども」という前置きは、「結論ありき」であったことを物語っている。

当該司法委員は開廷の随分前から、原告1及び原告3の周囲を徘徊し、その様子をうかがっていた。

したがって、当該司法委員が突然入廷し、登壇した折から不穏を感ぜざるをえなかった。

原告らの訂正活動を彼らの人格を否定する行為とみなし威嚇や暴言で阻止する

ことを憚らないネバネバ食の強靱な信奉者もいることもここで付記しておく。

よって、当該司法委員の行為が「過失」のよるものであったとは考えにくい。

④「少額訴訟判決に対する異議申立書（令和4年10月17日付）」の理由に

明記したが、原告1、ひいては原告2及び原告3に対する「司法委員」による

誹謗中傷で、公平公正かつ正常な審理が妨げられた。

さらに「よって、裁判所に対し、当該司法委員に対する厳正な処分を求め

る。」と付け加えた。

訴訟物「金10万円」は、ちょう用印紙額「金1000円」で賄われる訴訟物

の上限額にすぎない。実際の損害額はそれに遠く及ばず、ただ問題の解決を急

ぐためだけの措置である。

当該司法委員よって原告らが侮辱されれば、当然、誤情報の発信者に被告がお

墨付きを与えるだけであることは自明の理である。つまり、その分だけ訂正活

動に支障が生じるのはわかりやすい。

⑤応訴、判決などの水府裁判にかかる情報は全国の都道府県栄養士会などの関

係者に対し、「公共メディア じゃんぬ」が速報している（いわゆる「じゃん

ぬメール」）。その受け手の中に、水府裁判の被告も含まれている。

たとえば先日の、訴外国立大学法人筑波大学の被告訴訟代理人弁護士の訴外田中清さんらが答弁書の中で、原告請求の棄却を伝えるじゃんぬメールを書証として提出し、裁判所に対し原告の請求を退けるよう求めている（甲4）。

よって、法廷での出来事は外部の関係者にも伝えられており、水府裁判の行方に見逃しえない影響を与えていることをご承知おきくださりたい。

17 被告は、メディアによって公知の知が捻じ曲げられた結果、人心が乱され、個人の「嗜好」の域を超越した、宗教観や信条にもつながりゆく「明治百五十年の大過」の訂正の世界史的意義を過小評価したがゆえに、当該司法委員が日頃「ネバネバ食」にどう向かい合っていたかその確認を怠ったものとみられる。

「誤った日本語訳」から出でた迷信にすぎないにもかかわらず、未だに、ムチンと呼ぶのが誤り（悪いこと）であって、ネバネバが体に良い話自体に間違いはないとの軽々しい破廉恥な見方が多いのが実情である。その意味で、「ネバネバ信仰」はたいへん根深いものがある。

当該司法委員の今回の「乱心」はもっぱら、「身体検査」を怠り、適任者を指名できていなかった被告のせいであり、ひいては、司法に対する国民の信頼を大きく傷つけた。

また、一当該司法委員がほかの事件では常に当事者から尊敬され、慕われる、ふさわしい態度で、至当な意見を述べ、その適任者ぶりを発揮していたなら、つまり、その「乱心」が本件に限っての話であったなら一、被告は、明白な過失により、当該司法委員に対し、その名誉を棄損させる「人権侵害」を働いたことになる。

原裁判官や廣瀬書記官のほか、水府裁判を担当されている同書記官の池田早希さん、そして、上司の同松本美恵子さんは、「本人訴訟」で不足するところは裁判所側で補えばよいとの簡易裁判所だからこそ必要で賢明な考えに則って、丁寧かつ慎重な審理を行えていただけに、まことに不幸で残念な事件が発生したといえる。

「令和4年（少コ）第23号[訴外公益社団法人鳥取県栄養士会（以下、「訴外5」という。）]」で、訴外5はやはり応訴できなかったが、簡易裁判所裁判官の小川利行さんの至当な判断により、一「一期日審理」であるがゆえに一、原告1の請求が棄却されている事実も特筆すべきその証左である。

そこで、(訴外5が：原告注) 自白したものとみなされる事実を前提として上記 (の不法行為：原告注) 要件①乃至⑥が認められるか検討するに、原告が主張する「指示独占 (通達)」、「主体独占 (学術秘書)」、「伝達独占 (公共メディアじゃんぬ)」なるものが、法律上の権利又は

法律上保護されるべき利益としての地位が確立しているとも、それに

至らないまでも法律上保護される利益であるとも言い難いから、上記

①の要件を満たすとは認められない。(甲5)

なぜなら、すべての訴状及び「共通準備書面」は水府裁判の被告らに対し、インターネットで公表し、もっぱら一般の知見に共ぜしめるため一、事件「ムチン騒乱⁵」のあらましを示し、謝罪に相当する「認諾」又は「不応訴」の自白を求めたにすぎず、「訂正独占権」及びその行使にかかる共同不法行為等の密な立証は「その後」というのが原告の提訴方針であるからである。

なお、通常手続きに移行した水府裁判の被告は上記訴外1を含め、以下のとおりである。

株式会社読売新聞東京本社／日本テレビ放送網株式会社／株式会社NHK出版
／株式会社岩波書店／株式会社研究社／一般社団法人Jミルク／日本放送協会
／株式会社日本農業新聞／一般社団法人農山漁村文化協会 計9名

一方、原告の請求が棄却され、本日までに異議申し立てがおこなわれたのは、次のとおりである。

⁵ ムチン騒乱の「騒乱」は、刑法第106条に定められている犯罪「騒乱罪（そうらんざい）」に由来する。

株式会社吉野家／株式会社文藝春秋／株式会社日本経済新聞社／公益社団法人

鳥取県栄養士会／株式会社小学館／一般社団法人家の光協会 計6名

18 最後に、以上が「請求の理由」であり、－「本人訴訟」であることも必要かつ十分尊重し－、審理されたい。

また、被害の事実、一方で「ムチン騒乱」の「犠牲者」であること、他方、不本意にも「加害者」となってしまっていたことを認知した自省の関係者が水府裁判の本来の目的（被害者救済）を聞き知れば、「本人訴訟」の本来あるべき姿も併せ問う本訴についても、今後、提訴が全国へと広がり、原告の数が激増することも十分予想されるゆえ、当然に、厳重な扱いが求められる。

以上

証拠方法

- 甲第1号証 「水府裁判（すいふさいばん）」開始のお知らせ
- 甲第2号証 水府裁判[少コ20連発]水戸簡易裁判所の部
- 甲第3号証 訓戒書
- 甲第4号証 答弁書
- 甲第5号証 判決書